

袖ケ浦市ホームページ https://www.city.sodegaura.lg.jp/

2019年(令和元年)9月27日発行 編集・発行/袖ケ浦市 秘書広報課 〒299-0292

袖ケ浦市坂戸市場1-1

☎0438-62-2111 (代表)

☎0438-62-2465 (直通)

FAX 0438-62-3034

台風 15 号により被災された市民の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。 現在、復旧に向けてさまざまな取組みを行っておりますが、緊急にお知らせする必要 がある市が行っている相談窓口や、復旧に向けた支援などをご案内します。 なお、被災に対する支援制度などのお知らせは、本紙10月1日号に掲載します。

| 災害に関する各種相談窓口 | | | |
|--|---|--|--|
| 相談窓口 | 相談内容 | 担当課(受付時間) | 問い合わせ |
| _{こんきゅう} 生活困窮等相談 | 生活困窮・生活保護に関すること | 地域福祉課 平日の午前8時30分~午後5時15分 | 君 (62) 3159 君 (62) 3157 |
| 高齢者相談 | 高齢者の方の健康や、生活上のお困りごと など | 高齢者支援課 平日の午前8時30分~午後5時15分 | 13 (62) 3225 |
| 被災住宅相談 | 公営住宅、空家、住まいの再建のための支 援制度に関すること など | 都市整備課 平日の午前8時30分~午後5時15分 | 23 (62) 3645 |
| 農業相談 | 農業施設、機械、作物の被害に関すること | 農林振興課 平日の午前8時30分~午後5時15分 | 5 (62) 3426 5 (62) 3460 |
| ボランティアに関する 相談 | 台風15号の被害によるお困りごとや、ボランティア派遣の依頼 など | 災害ボランティアセンター (袖ケ浦市社会福祉協議会内) 午前9時~午後4時 | 13 (63) 3888 |
| 市の無料法律相談 | 災害によるトラブルなど法律に関すること | 市民活動支援課 毎週木曜日(月3回)※予約制 相談時間 午後1時~4時(1枠25分) | 13 (62) 3102 |
| 困りごと無料電話相談 (県弁護士会) | 災害によるトラブルに関すること ※受付時に「台風15号による相談」をしたい旨 を伝えてください。 | 千葉県弁護士会 平日の午前9時~正午、午後1時~5時 | 23 043 (227) 8431 |
| Foreign telephone consultation (がいこくじんでんわそうだん) | Supported language: Japanese, English, Chinese, Spanish, Tagalog, Vietnamese, Korean, Nepali, Thai, Portuguese, Indonesian, Russian, Hindi | Chiba International Center Mon-Fri 9:00∼12:00、13:00∼16:00 | ☎043 (297) 2966 |
| 中小企業相談 | 台風15号により被災した中小企業・小規模 事業者への対策に関すること | 千葉県商工会連合会 平日の午前9時~午後5時 | ☎ 043 (305) 5222 |
| 金融庁相談ダイヤル | 災害に関連する金融機関などとの取引に関 すること | 金融庁 金融サービス利用者相談室 平日の午前10時~午後5時 | ☎0120-156811 (フリーダイヤル) ※IP電話の方は ☎03 (5251) 6813 |

台風被害に便乗した犯罪にご注意ください

悪質な修理業者にご注意ください

「市からの要請で屋根の修理を無料で行っている」な どと説明し、修理を行おうとする事業者の事例が報告 されています。市が、特定の事業者に個人宅の屋根の修 理を依頼することはありませんのでご注意ください。

また、台風被害のない家屋に対しても、勝手に屋根に上がり、瓦を剥がして、台風被害があったかのように装い、修理の契約をさせる悪質な業者も出回っています。 怪しいと感じた場合は、一人で判断せず、家族や警察に相談してください。

避難中の空き巣や盗難被害が 発生しています

避難中の空き家や、閉店中の店舗などを狙った盗難事件が発生しています。自宅などを離れる際は、必ず戸締りをするとともに、貴重品は必ず持ち出すか身近に置いておくようにしてください。

- 問 ▼木更津警察署 ☎(22)0110
 - ▼袖ケ浦市 市民活動支援課
 - **2** (62) 3106

罹災証明書などの発行

住宅用の罹災届出証明書・罹災証明書

9月28日(土)・29日(日)も受け付けます

証明書の種別・発行までの期間

- (1) 罹災届出証明書 被災したことを証明する書類です。被災の程度は明示されません。主に、 損害保険金の請求などに使用します。
- ※申請から 1 時間程度で発行できます。
- (2) 罹災証明書 住宅などが、どの程度被災したかを証明する書類です。主に、各種支援制度の 申請や、損害の程度により保険金額が変動する損害保険金の請求などに使用します。
- ※現地調査が必要となるため、申請後おおむね1カ月程度での発行となります。
- 受付場所 市役所 1 階 地域福祉課 時間 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分
- **必要となるもの** 印鑑、被害状況の分かる写真(印刷が難しい場合は、スマートフォンなどの提示 で、確認できれば可)
- 申請方法 地域福祉課の窓口にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記 入し、申請してください。
- 問 地域福祉課 ☎(62)3157

農業用の罹災証明書

※平日のみの受付となります

農業用の施設(ハウス・倉庫など)、機械、作物などが被害を受けた農業者で、融資制度による 借り入れなどを検討している方に対し、「農業用罹災証明書」の交付申請を受け付けています。

- 受付場所・時間 ●市役所 5 階 農林振興課、平日の午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分
 - ●農業センター(横田 626)、平日の午前 9 時~午後 5 時
- **必要となるもの** 印鑑、被害状況の分かる写真、位置図
- ※確認作業が必要となるため、後日の発行となります。
- 問 農林振興課 ☎(62)3426、☎(62)3460
 - ※台風の影響により、農業センターの電話は不通です。農林振興課へお問い合わせください。

災害ごみの受け入れ

9月28日(土)・29日(日)も受け付けます

家庭から発生した災害ごみを、当面の間、無料で受け、受入可能な災害廃棄物 入れます。罹災届出証明書の提示は不要です。

受入場所 袖ケ浦クリーンセンター(長浦 580-5)

受付時間 午前 9 時~11 時 30 分、午後 1 時~4 時

持ち物 運転免許証など住所が確認できるもの

搬入時の注意事項

- ●分別されていないごみは、受け入れをお断りする場: 合があります。
- ●農業用プラスチック (ビニールハウス等) などの産業 廃棄物は、受け入れできません。
- ▼詳細は、お問い合わせください。
- 問 廃棄物対策課(袖ケ浦クリーンセンター内)

2 (63) 1881

- (1) ごみ処理施設で受け入れするもの
- ①家具類(タンス、整理棚、ロッカー、 テーブル、ソファー、いすなど)
- ②寝具・敷物(布団、カーペットなど)
- (2) 仮置き場(グラウンド) で受け入れ するもの
 - ③樹木 ④木材 ⑤金属類
 - ⑥プラスチック類 ⑦瓦
 - 8コンクリート
- ※受付はすべて一括で行います。仮置き場 では③~⑩の項目で分別してください。

掲載している情報は、9月25日現在のものです。